

山形市建設技師養成奨学金貸付条例施行規則

令和7年10月14日規則第55号

(趣旨)

第1条 この規則は、山形市建設技師養成奨学金貸付条例(令和7年市条例第26号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(各年度における新規の貸付対象者)

第3条 各年度において新規に奨学金の貸付けを受けることができる者は、予算の範囲内において10人以内とする。

(貸付けの額)

第4条 条例第3条第1項の月額5万円以内で規則で定める額は、別表に定めるとおりとする。

(貸付けの事前申請手続等)

第5条 条例第5条第1項の規定により奨学金の貸付けを受けようとする者は、山形市建設技師養成奨学金貸付事前申請書(別記様式第1号。以下「事前申請書」という。)に連帯保証人2人が連署し、市長が定める期限までに市長に提出しなければならない。

2 事前申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 山形市建設技師養成奨学生推薦調書(別記様式第2号)
- (2) その属する世帯の全員の住民票及び前年の所得金額が分かる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項の規定による事前申請書の提出があったときは、その内容を審査し、条例第2条第1号に掲げる要件に該当することが見込まれ、かつ、同条第2号及び第3号に掲げる要件に該当すると認めるときは、当該申請者を奨学金貸付候補者(以下「貸付候補者」という。)として決定し、山形市建設技師養成奨学金貸付内定通知書(別記様式第3号)によりその旨を当該申請者に通知するものとし、貸付候補者とし不在の旨の決定をしたときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

4 貸付候補者は、前項の規定による決定を受けた年度の翌年度において条例第2条各号に掲げる要件を満たしているときは、次条の規定による申請をしなければならない。

5 貸付候補者は、第3項の規定による決定を受けた年度の翌年度において条例第2条各号に掲げる要件に該当するに至らなかったとき、又は次条の規定による申請をしないときは、市長が定める期限までに山形市建設技師養成奨学金貸付辞退届（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（貸付けの申請手続等）

第6条 貸付候補者は、条例第5条第1項の規定により奨学金の貸付けを申請しようとするときは、山形市建設技師養成奨学金貸付申請書（別記様式第5号。以下「申請書」という。）に連帯保証人2人が連署し、市長が定める期限までに市長に提出しなければならない。

2 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、第3号及び第4号に掲げる書類については、前条第2項の規定により提出した当該書類の内容に変更がないときは、添付を省略することができる。

- (1) 在学証明書（学校等への在籍を証明するものをいう。）
- (2) 山形市建設技師養成奨学金貸付内定通知書の写し
- (3) その属する世帯の全員の住民票及び前年の所得金額が分かる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

（連帯保証人の資格）

第7条 第5条第1項及び前条第1項の連帯保証人2人は、いずれも次の各号のいずれにも該当する者とし、そのうち1人は奨学金の貸付けを受けようとする者の親権者等とする。

- (1) 成年者
- (2) 奨学金の償還能力を有している者
- (3) 他の連帯保証人とは別に独立して生計を営む者

（貸付けの決定及び通知）

第8条 市長は、第6条第1項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、条例第2条各号に掲げる要件に該当すると認めるときは、奨学金の貸付けを決定し、山形市建設技師養成奨学金貸付決定通知書（別記様式第6号）によりその旨を当該申請者に通知するものとし、貸付けをしない旨の決定をしたときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

（借入証書等の提出）

第9条 前条の規定による奨学金の貸付けを決定する旨の通知を受けた者は、連帯保証人2人と連署した山形市建設技師養成奨学金借入証書（別記様式第7号。以下「借入証書」とい

う。)及び山形市建設技師養成奨学金借入償還計画書(別記様式第8号。以下「借入償還計画書」という。)を速やかに市長に提出しなければならない。

2 借入証書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 連帯保証人の印鑑登録証明書及び市町村民税の納税証明書

(2) その他市長が必要と認める書類

(貸付けの方法)

第10条 奨学金は、前条第1項の規定により借入証書及び借入償還計画書の提出を行った者に対し、四半期ごとの最初の月の末日(奨学金の貸付けを決定した初年度の最初の四半期にあつては、市長が定める日)までに、条例第3条第1項に規定する額をあらかじめ奨学生が指定した銀行等の口座に振り込むものとする。

(貸付けの停止及び廃止の時期)

第11条 条例第6条の規定による奨学金の貸付けの停止及び廃止は、当該貸付けの停止又は廃止に係る同条各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から行うものとする。

(貸付けの再開等の申請手続等)

第12条 市長は、奨学生の休学により奨学金の貸付けを停止している場合において、奨学生が復学し、成業すると認めるときは、第10条の規定に準じ、貸付けを再開するものとする。ただし、休学の期間は、1年間を限度とする。

2 奨学生は、学校等を卒業等した後、進学し、条例第8条第2号の規定により奨学金の償還の猶予を受けている場合において、引き続き奨学金の貸付けを受けようとするときは、改めて第5条第1項の規定による申請を行うものとする。

3 奨学生が大学(条例第2条第1号に該当する大学に限る。)に編入学する場合における編入学後の奨学金の貸付期間は、編入学する大学における当該奨学生の修業年限を限度とする。

(借入償還計画書の変更)

第13条 奨学生は、借入償還計画の内容を変更しようとするときは、変更の内容を記載した山形市建設技師養成奨学金借入償還変更計画書(別記様式第8号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更計画書の提出があつたときは、その内容を審査し、変更を承認することとしたときは、山形市建設技師養成奨学金借入償還計画変更承認通知書(別記様式第9号)によりその旨を当該奨学生に通知するものとし、変更を承認しないこととした

ときは、その旨を当該奨学生に通知するものとする。

（借用証書等）

第14条 奨学生は、学校等を卒業等したとき、又は条例第6条の規定により奨学金の貸付けを廃止されたときは、貸付けを受けた奨学金の全額について、連帯保証人2人と連署した山形市建設技師養成奨学金借用証書（別記様式第10号。以下「借用証書」という。）及び山形市建設技師養成奨学金償還計画書（別記様式第11号。以下「償還計画書」という。）を速やかに市長に提出しなければならない。

（償還計画書の変更）

第15条 奨学生は、償還計画の内容を変更しようとするときは、変更の内容を記載した山形市建設技師養成奨学金償還変更計画書（別記様式第11号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更計画書の提出があったときは、その内容を審査し、変更を承認することとしたときは、山形市建設技師養成奨学金償還計画変更承認通知書（別記様式第12号）によりその旨を当該奨学生に通知するものとし、変更を承認しないこととしたときは、その旨を当該奨学生に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による承認をしたときは、同項の規定による通知にあわせ、貸し付けた奨学金の償還の明細を当該奨学生に通知するものとする。

（償還期間等）

第16条 条例第7条第1項の規定による1回当たりの償還金額は、毎回均等とする。ただし、貸付けを受けた奨学金の総額を償還する回数で除して得た額に100円未満の端数があるときは、当該端数は、第1回目の償還金額に加算するものとする。

2 奨学生は、条例第7条第2項第1号の規定により繰上げ償還を申し出ようとするときは、山形市建設技師養成奨学金繰上償還申出書（別記様式第13号）を市長に提出しなければならない。

（償還の猶予の申請手続等）

第17条 奨学生は、条例第8条の規定による償還の猶予を受けようとするときは、山形市建設技師養成奨学金償還猶予申請書（別記様式第14号）に同条各号のいずれかに該当することを証明するものとして市長が指定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、償還の猶予を決定したときは、山形市建設技師養成奨学金償還猶予決定通知書（別記様式第15号）に

よりその旨を当該申請者に通知するものとし、償還の猶予をしない旨の決定をしたときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

- 3 条例第8条第4号ただし書の規則で定める期間は、被災の場合にあっては災害の発生の日から5年間、傷病その他の事由の場合にあっては当該事由の発生の日から10年間とする。

（償還の猶予の取消し）

第18条 市長は、前条第2項の規定による償還の猶予の決定を受けた者について次の各号のいずれかに該当するときは、償還の猶予を取り消すものとする。

- (1) その者が償還の猶予を辞退する旨の申出をしたとき。
- (2) 条例第8条各号に規定する事由に該当しなくなったと認められるとき。

（償還の免除の申請手続等）

第19条 奨学生は、条例第9条第1項から第3項までの規定による奨学金の償還に係る債務の免除を受けようとするときは、同条第1項から第3項までに規定する事由が生じた日から起算して30日以内に、山形市建設技師養成奨学金償還免除申請書（別記様式第16号）に当該事由を証明するものとして市長が指定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、奨学生が条例第9条第1項第2号又は第2項の規定に該当し、前項の規定による申請書の提出ができないときは、その親権者若しくは連帯保証人又は親族等がその提出を行うものとする。

- 3 市長は、第1項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、奨学金の償還に係る債務の免除を決定したときは、山形市建設技師養成奨学金償還免除決定通知書（別記様式第17号）によりその旨を当該申請者に通知するものとし、奨学金の償還に係る債務の免除をしない旨の決定をしたときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

（償還の免除の額等）

第20条 条例第9条第1項の規定による奨学金の償還に係る債務の免除の額は、奨学金の全額とする。ただし、奨学金の一部を償還しているときは、償還未済額の全額とする。

- 2 条例第9条第2項に規定する心身の著しい障がいにより奨学金を償還することができないと認めるときとは、重度の心身の故障により仕事等ができない状況になったときとし、同項の規定による奨学金の償還に係る債務の免除の額は、市長が認める額とする。

- 3 条例第9条第3項の規定による奨学金の償還に係る債務の免除の額は、建設技師として

事業所等に勤務した期間を３年間で除して得た数に奨学金の償還に係る債務の全額を乗じて得た額とし、奨学金の償還に係る債務の全額から償還済額を減じて得た額を上限とする。この場合において、その額に１，０００円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（奨学金の償還特例）

第２１条 第１８条の規定により償還の猶予が取り消された場合又は前条第２項若しくは第３項の規定により奨学金の償還に係る債務が免除された場合においてなお奨学金の償還に係る債務があるときの償還は、条例第７条第１項の規定に準じて行うものとし、その期間は、奨学金の貸付けを受けた月数の３倍に相当する期間から奨学金の償還を行った期間を差し引いた期間を限度とする。

（償還完了の通知）

第２２条 市長は、奨学生が奨学金の償還を完了したときは、奨学生及びその連帯保証人に対し、山形市建設技師養成奨学金償還金完納通知書（別記様式第１８号）によりその旨を通知するものとする。

（異動届）

第２３条 奨学生又はその親権者は、次の各号のいずれかに該当するときは、山形市建設技師養成奨学金異動届（別記様式第１９号）にその事実を確認することができる書類を添付して、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 奨学生が死亡したとき。
- (2) 奨学生が学校等を卒業等したとき。
- (3) 奨学生が学校等を休学し、復学し、又は退学したとき。
- (4) 奨学生が学校等を留年し、又は原級留置したとき。
- (5) 奨学生が他の学校等に進学したとき。
- (6) 奨学生が学校等を停学その他の処分を受けたとき。
- (7) 奨学生又は連帯保証人の身分その他重要な事項に異動があったとき。

２ 奨学生又はその親権者は、連帯保証人を変更したときは、山形市建設技師養成奨学金貸与連帯保証人変更届（別記様式第２０号）に新たな連帯保証人の印鑑登録証明書及び市町村民税の納税証明書を添付して、市長に届け出なければならない。

３ 前２項の場合において、奨学生又はその親権者が疾病等によりそれらの規定による届出をすることができないときは、連帯保証人又は親族等がその届出を行うものとする。

(奨学生の責務)

第24条 奨学生は、奨学金の貸付けを受けた年度の翌年度以後において、毎年4月に、その前年度の修学状況等を記載した修学状況報告書（別記様式第21号）に在学証明書を添付して市長に提出しなければならない。

2 奨学生は、学校等を卒業等したときは、進路状況報告書（別記様式第22号）を速やかに市長に提出しなければならない。

3 奨学生のうち、奨学金の償還をしている者及び奨学金の償還の猶予を受けている者は、奨学金の償還が完了し、又は償還に係る債務の免除の決定を受けるまでの間、毎年4月に、現況報告書（別記様式第23号）に現住所を証明する書類等を添付して市長に提出しなければならない。

(その他)

第25条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年10月14日から施行する。

別表（第4条関係）

在籍する学校の区分	奨学金の額
高等学校	月額30,000円以内で市長が定める額
高等専門学校	
専修学校（高等課程）	
専修学校（専門課程）	月額50,000円以内で市長が定める額
短期大学	
大学	
大学院	

別記
様式第 1 号（第 5 条関係）

山形市建設技師養成奨学金貸付事前申請書

年 月 日

（宛先） 山形市長

申請者 住所
氏名

（自署又は記名押印）

保護者 住所
氏名

申請者との続柄（ ）（自署又は記名押印）
※保護者は申請者が 18 歳未満の場合のみ記入

山形市建設技師養成奨学金の貸付候補者としての決定を受けたいので、次のとおり山形市建設技師養成奨学金貸付条例施行規則第 5 条第 1 項の規定により申請します。

フリガナ						生 年 月 日	年 月 日					
申請者 氏 名												
住 所	〒					連 絡 先	電話 メールアドレス					
在籍 学校	学校 名				部 科 等		学 年	年	修業 年限	年	学校 所在地	都道 府県
進学 希望校	学校 名				部 科 等				修業 年限	年	学校 所在地	都道 府県
貸付申請 期間	自	年 月 日			貸付申請金額	月額 円						
	至	年 月 日				合計 円						
申請時の世帯状況（申請者を除く。）	氏名		続柄		生年月日		職業・勤務先又は通学先				前年所得金額	
					年 月 日							
					年 月 日							
					年 月 日							
					年 月 日							
					年 月 日							
					年 月 日							
					年 月 日							

※申請者と同一世帯の方全員の前年の所得金額が分かる書類及び住民票（提出日前 3 か月以内に発行されたものに限る。）を添付してください。

連帯保証人① (親権者等)	氏名	(自署)	生年月日	年	月	日	申請者との続柄	
	現住所	〒		連絡先	電話			
					メールアドレス			
	職業		勤務先	連絡先				
連帯保証人②	氏名	(自署)	生年月日	年	月	日	申請者との関係	
	現住所	〒		連絡先	電話			
					メールアドレス			
	職業		勤務先	連絡先				
(自己PR)								
①この奨学金を利用したい理由								
②在籍学校(進学希望校)で学びたいこと、身につけたいこと								
③建設技師を志す理由、これからチャレンジしたいこと								
(進学後の住居) 実家 / 一人暮らし / 寮・下宿 / その他()								
(申請者の修学歴) ※小学校以降の学校名を記入								
年月日			修学歴等					
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								

【事務局記入欄】申請者は記入しないでください。

決定区分	☐ 決定	☐ 非決定
備考(条件・理由等)		

山形市建設技師養成奨学生推薦調書

年 月 日

（宛先）山形市長

学校名

学校長・学長

（自署又は記名押印）

次の者は、人物及び学術ともに優秀で身体健康であり、山形市建設技師養成奨学生として推薦します。

1 対象者情報

対 象 者	フリガナ			生 年 月 日	年 月 日
	氏 名				
	学部等名			学年	年生
	入 学	年 月 入学	卒 業	年 月 卒業・卒業見込	

2 推薦所見
（人物、学力及び成績について、将来に対する意欲等）

推 薦 理 由 等	

※学業成績証明書を添付してください。

山形市建設技師養成奨学金貸付内定通知書

年 月 日

様

山形市長

次のとおり山形市建設技師養成奨学金の貸付候補者として決定しましたので、山形市建設技師養成奨学金貸付条例施行規則第5条第3項の規定により通知します。

貸付内定年月日	年 月 日
貸付予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
貸付予定月額	円
貸付予定総額	円
備考	

（宛先）山形市長

届出者 住所

氏名

（自署又は記名押印）

山形市建設技師養成奨学金の貸付候補者として決定を受けましたが、奨学金の貸付けを受けることを辞退しますので、山形市建設技師養成奨学金貸付条例施行規則第 5 条第 5 項の規定により次のとおり届け出ます。

貸 付 候 補 者 と し て 決 定 を 受 け た 時 の 学 校 名	
在 学 中 の 学 校 名	
辞 退 の 理 由	
備 考	

山形市建設技師養成奨学金貸付申請書

年 月 日

（宛先） 山形市長

申請者 住所
氏名

（自署又は記名押印）

保護者 住所
氏名

申請者との続柄（ ）（自署又は記名押印）
※保護者は申請者が18歳未満の場合のみ記入

山形市建設技師養成奨学金の貸付けを受けたいので、次のとおり山形市建設技師養成奨学金貸付条例第5条の規定により申請します。

フリガナ						生 年 月 日	年 月 日					
申請者 氏 名												
住 所	〒					連 絡 先	電話 メールアドレス					
在籍 学校	学校 名				部 科 等			学 年	年	修 業 年 限	年	学 校 所 在 地
貸付申請 期間	自	年 月 日			貸付申請金額		月額 円					
	至	年 月 日					合計 円					
申請時の世帯状況 （申請者を除く。）	氏名		続柄		生年月日		職業・勤務先又は通学先			前年所得金額		
					年 月 日							
					年 月 日							
					年 月 日							
					年 月 日							
					年 月 日							
					年 月 日							
					年 月 日							
					年 月 日							

※申請者と同一世帯の方全員の前年の所得金額が分かる書類及び住民票（提出日前3か月以内に発行されたものに限る。）を添付してください。

連帯保証人① (親権者等)	氏名	(自署)	生年月日	年	月	日	申請者との続柄	
	現住所	〒		連絡先	電話			
					メールアドレス			
	職業		勤務先	連絡先				
連帯保証人②	氏名	(自署)	生年月日	年	月	日	申請者との関係	
	現住所	〒		連絡先	電話			
					メールアドレス			
	職業		勤務先	連絡先				
(申請者の修学歴) ※小学校以降の学校名を記入								
年月日			修学歴等					
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								

【事務局記入欄】 申請者は記入しないでください。

決定区分	☐ 決定	☐ 非決定
備考 (条件・理由等)		

山形市建設技師養成奨学金貸付決定通知書

年 月 日

様

山形市長

次のとおり山形市建設技師養成奨学金の貸付けを決定しましたので、山形市建設技師養成奨学金貸付条例施行規則第8条の規定により通知します。

貸付決定番号	第 号
貸付内定年月日	年 月 日
貸付期間	年 月 日から 年 月 日まで
貸付月額	円
貸付総額	円
備考	

山形市建設技師養成奨学金借入証書

年 月 日

（宛先）山形市長

借受人（奨学生）
現住所 _____
氏 名 _____
（自署又は記名押印）

連帯保証人
現住所 _____
氏 名 _____
（自署又は記名押印）

現住所 _____
氏 名 _____
（自署又は記名押印）

次のとおり、奨学金の借入れをします。つきましては、山形市建設技師養成奨学金貸付条例、山形市建設技師養成奨学金貸付条例施行規則及びその他関係法令に従い、山形市建設技師養成奨学金借入償還（変更）計画書のとおりに償還します。

貸付決定番号	第 号	貸付決定年月日	年 月 日
借 入 金 額 等	借入予定総額 円		
	内	借入予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
	訳	借入月額	円

[確認事項]

奨学金は、山形市建設技師養成奨学金貸付条例に従い償還します。万一償還できない場合は、連帯保証人が所定の期間内に責任をもって償還します。

(1) 連帯保証人（親権者等）

氏名	生年月日 年 月 日
本籍	電話番号
職業・勤務先	前年の所得金額 円

(2) 連帯保証人

氏名	生年月日 年 月 日
本籍	電話番号
職業・勤務先	前年の所得金額 円

※連帯保証人は、印鑑登録証明書及び市町村民税の納税証明書各1通（提出日前3か月以内に発行されたものに限る。）を添付してください。

※親権者等以外の連帯保証人は、前年の所得金額が分かる書類を添付してください。

山形市建設技師養成奨学金借入償還（変更）計画書

借入予定総額		円						
借入予定期間		年		月	日から	年	月	日まで
償還予定	期 間	年		月	日から	年	月	日まで
						年	月間	
	方 法	月賦払 1 回当たりの償還額						円

上記の償還計画のとおり償還し、貸付けを廃止されたときは、山形市建設技師養成奨学金貸付条例及び山形市建設技師養成奨学金貸付条例施行規則の規定により償還します。

年 月 日

（宛先）山形市長

奨 学 生
住 所
氏 名
(自署又は記名押印)
生年月日 年 月 日

山形市建設技師養成奨学金借入償還計画変更承認通知書

年 月 日

様

山形市長

次のとおり山形市建設技師養成奨学金借入償還変更計画を承認しましたので、山形市建設技師養成奨学金貸付条例施行規則第13条第2項の規定により通知します。

承認決定番号		第 号
貸付決定年月日		年 月 日
借入予定総額		円
借入予定期間		年 月 日から 年 月 日まで
償 還 予 定	期 間	年 月 日から 年 月 日まで 年 月間
	方 法	月賦払 1回当たりの償還額 円
備 考		

山形市建設技師養成奨学金借用証書

年 月 日

収入印紙

(宛先) 山形市長

借受人 (奨学生)

現住所

氏 名

(自署又は記名押印)

連帯保証人

現住所

氏 名

(自署又は記名押印)

現住所

氏 名

(自署又は記名押印)

次のとおり奨学金を借用しました。つきましては、山形市建設技師養成奨学金貸付条例、山形市建設技師養成奨学金貸付条例施行規則及びその他関係法令に従い、山形市建設技師養成奨学金償還（変更）計画書のとおり償還します。

貸付決定番号	第 号				
貸付決定年月日	年 月 日				
借 用 金 額	借用総額 円				
	内 訳	借用期間	年 月 日から 年 月 日まで		
		借用月額 円			

様式第 1 1 号（第 1 4 条、第 1 5 条関係）

山形市建設技師養成奨学金償還（変更）計画書

償 還 総 額		円		
償 還 期 間		年 月 日から 年 月 日まで		
償 還 方 法		月賦払 1 回当たりの償還額 円		
山形市建設技師養成奨学金貸付条例及び山形市建設技師養成奨学金貸付条例施行規則の規定により償還します。				
奨 学 生	氏 名		生 年 月 日	年 月 日
	現 住 所			
	学 校 名			
連 帯 保 証 人 ① (親権者等)	氏 名		生 年 月 日	年 月 日
		奨 学 生 と の 続 柄		
	前 年 の 所得金額	万円	勤 務 先	
	現 住 所			
連 帯 保 証 人 ②	氏 名		生 年 月 日	年 月 日
		奨 学 生 と の 関 係		
	前 年 の 所得金額	万円	勤 務 先	
	現 住 所			
備 考				

※償還済みの奨学金については、償還の免除が適用されません。

山形市建設技師養成奨学金償還 (変更) 計画書

償還総額	円
------	---

	償還額 (円)							
年次	1	2	3	4	5	6	7	8
年度								
4 月								
5 月								
6 月								
7 月								
8 月								
9 月								
10 月								
11 月								
12 月								
1 月								
2 月								
3 月								
合計								

年次	9	10	11	12	13	14	15	16
年度								
4 月								
5 月								
6 月								
7 月								
8 月								
9 月								
10 月								
11 月								
12 月								
1 月								
2 月								
3 月								
合計								

山形市建設技師養成奨学金償還計画変更承認通知書

年 月 日

様

山形市長

次のとおり山形市建設技師養成奨学金償還変更計画を承認しましたので、山形市建設技師養成奨学金貸付条例施行規則第 1 5 条第 2 項の規定により通知します。

承認決定番号	第 号
貸付決定年月日	年 月 日
償還予定総額	円
償還予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
償 還 方 法	月賦払 1 回当たりの償還額 円
備 考	

山形市建設技師養成奨学金繰上償還申出書

奨学生	住 所	
	氏 名	(署名又は記名押印)
貸 付 決 定 番 号		第 号
貸 付 け を 受 け た 期 間		年 月 日から
		年 月 日まで
奨 学 金 の 貸 付 総 額		円
既 に 償 還 し た 金 額		円
償 還 未 済 額		円
う ち 繰 上 償 還 希 望 額		円
繰 上 償 還 の 理 由		

年 月 日

（宛先）山形市長

山形市建設技師養成奨学金償還猶予申請書

山形市建設技師養成奨学金の償還の猶予を受けたいので、山形市建設技師養成奨学金貸付条例施行規則第 1 7 条第 1 項の規定により次のとおり申請します。

奨学生	住 所	
	氏 名	(署名又は記名押印)
貸 付 決 定 番 号		第 号
貸 付 け を 受 け た 期 間		年 月 日 から 年 月 日まで
奨 学 金 の 貸 付 総 額		円
償 還 済 額		円
償 還 未 済 額		円
猶 予 希 望 期 間		
償 還 猶 予 の 事 由		山形市建設技師養成奨学金貸付条例第 8 条第 号に該当 <具体的な内容>

※償還猶予の事由を確認することができる書類を添付してください。

※以下は、記入しないでください。

決定区分	☐ 決定	☐ 非決定
備考（条件・理由等）		

山形市建設技師養成奨学金償還猶予決定通知書

年 月 日

様

山形市長

年 月 日付けで申請のありました山形市建設技師養成奨学金の償還の猶予については、次のとおり償還を猶予することに決定しましたので、山形市建設技師養成奨学金貸付条例施行規則第 17 条第 2 項の規定により通知します。

奨 学 生 氏 名	
奨 学 金 の 貸 付 総 額	
償 還 済 額	
償 還 未 済 額	
猶 予 額	
猶 予 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
猶 予 の 事 由	山形市建設技師養成奨学金貸付条例第 8 条第 号に該当

※猶予の事由に該当しなくなったときは、直ちに届け出てください。

年 月 日

（宛先）山形市長

山形市建設技師養成奨学金償還免除申請書

山形市建設技師養成奨学金の償還に係る債務の免除を受けたいので、山形市建設技師養成奨学金貸付条例施行規則第 19 条第 1 項の規定により次のとおり申請します。

奨学生	住 所	
	氏 名	(署名又は記名押印)
貸 付 決 定 番 号		第 号
貸 付 け を 受 け た 期 間		年 月 日から 年 月 日まで
奨 学 金 の 貸 付 総 額		円
既 に 償 還 し た 金 額		円
償 還 未 済 額		円
償 還 免 除 額		円
償 還 免 除 の 事 由		

※償還免除の事由を確認することができる書類を添付してください。

※以下は、記入しないでください。

決定区分	☐ 決定	☐ 非決定
備考（条件・理由等）		

山形市建設技師養成奨学金償還免除決定通知書

年 月 日

様

山形市長

年 月 日付けで申請のありました山形市建設技師養成奨学金の償還に係る債務の免除については、次のとおり償還を免除することに決定しましたので、山形市建設技師養成奨学金貸付条例施行規則第 19 条第 3 項の規定により通知します。

奨 学 生 氏 名	
奨 学 金 の 貸 付 総 額	円
償 還 済 額	円
償 還 未 済 額	円
免 除 額	円

山形市建設技師養成奨学金償還金完納通知書

年 月 日

様

山形市長

奨学金償還金が完納となりましたので、次のとおり山形市建設技師養成奨学金貸付条例施行規則第 22 条の規定により通知します。

氏 名	
貸 付 決 定 番 号	
貸 付 け を 受 け た 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
完 納 金 額	円
完 納 年 月 日	年 月 日

山形市建設技師養成奨学金異動届

奨学生又は親権者

住 所

氏 名

（署名又は記名押印）

山形市建設技師養成奨学金貸付条例施行規則第 23 条第 1 項各号に規定する異動があったので、同項の規定により次のとおり届け出ます。

貸 付 決 定 番 号	第 号	
貸付けを受けた期間	年 月 日から 年 月 日まで	
貸 付 決 定 金 額	円	
異 動 事 由	異 動 日	特 記 事 項
卒 業 （ 修 了 ）	年 月 日	
休 学 ・ 復 学	年 月 日	
退 学 ・ 停 学 （ そ の 他 の 処 分 ）	年 月 日	
進 学 ・ 原 級 留 値 （ 留 年 ）	年 月 日	
転 学	年 月 日 転学前校名（ ） 転学後校名（ ）	
死 亡	年 月 日	
その他重要な事項		

※異動の事実を確認することができる書類を添付してください。

山形市建設技師養成奨学金貸与連帯保証人変更届

年 月 日

（宛先）山形市長

連帯保証人を変更したので、山形市建設技師養成奨学金貸付条例施行規則第 2 3 条第 2 項の規定により次のとおり届け出ます。

なお、この変更前に提出した山形市建設技師養成奨学金借入証書又は山形市建設技師養成奨学金借用証書の記載事項は継承し、連帯保証人は債務を連帯保証します。

(1) 旧連帯保証人

氏名	生年月日 年 月 日
本籍	電話番号

(2) 新連帯保証人

氏名	生年月日 年 月 日
本籍	電話番号
職業・勤務先	前年の所得金額 円
変更の理由	

※新連帯保証人の印鑑証明書及び市町村民税の納税証明書各 1 通（提出日前 3 か月以内に発行されたものに限る。）を添付してください。

※新連帯保証人の前年の所得金額が分かる書類を添付してください。

借受人（奨学生）

現住所

氏 名

（自署又は記名押印）

連帯保証人

現住所

氏 名

（自署又は記名押印）

現住所

氏 名

（自署又は記名押印）

修学状況報告書

年 月 日

（宛先）山形市長

住 所
奨学生
氏 名
（自署又は記名押印）
電話番号

山形市建設技師養成奨学金貸付条例施行規則第 2 4 条第 1 項の規定により、修学状況について、次のとおり関係書類を添えて報告します。

在学する学校	名 称	
	学部、学科等	
修 学 状 況		
その他報告事項		

- ※ 1 「その他報告事項」欄は、生活の状況のほか、将来の抱負、就職の内定状況等について、できるだけ詳しく記入してください。
- 2 この報告書を提出する時点の在学証明書及び提出する日の前年度の成績証明書を添付してください。
- 3 この報告書は、4 月末日までに提出してください。
- 4 状況を確認するため、年 1 回程度面談を実施する場合があります。

進路状況報告書

年 月 日

（宛先）山形市長

住 所
奨学生
氏 名
（自署又は記名押印）
電話番号

山形市建設技師養成奨学金貸付条例施行規則第 2 4 条第 2 項の規定により、次のとおり報告します。なお、事業効果の調査を目的とする場合に限り、勤務する事業所等に対し、山形市が勤務状況の聞取りを行うことに同意します。

□就職

勤 務 先 名			
代表者職氏名			
所 在 地		電 話	
所 属 ・ 職 種			

□進学

学 校 名			
学 校 長 氏 名			
所 在 地		電 話	
学 部 学 科			

□その他

（具体的に記入してください。）

現況報告書

年 月 日

（宛先）山形市長

住 所
奨学生
氏 名
電話番号
(自署又は記名押印)

山形市建設技師養成奨学金貸付条例施行規則第 2 4 条第 3 項の規定により、次のとおり報告します。

現 在 の 状 況 (該 当 す る 方 に ○ 印)	奨学金を償還している 奨学金の償還の猶予を受けている
貸 付 決 定 番 号	第 号
貸 付 け を 受 け た 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
奨 学 金 の 貸 付 総 額	円
借用証書に記載している住所	
勤 務 先 (学 校 名)	
代 表 者 職 氏 名 (学 校 長 氏 名)	
所 属 ・ 職 種 (学 部 ・ 学 科)	
近 況 ・ 今 後 の 見 通 し	